

令和3年度第11回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年2月10日(木)
招集場所	米子市役所本庁舎4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 3番 井田時夫委員 5番 大太勇三 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	2番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員
出席推進委員	森中喜輝委員 山中春夫委員 三島通政委員 本池実委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦事務局長補佐 妹尾係長 高田係長 石田主任、石岡主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律(昭和25年法律第101号)に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第11回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号18番の舩越委員と議席番号19番の矢倉委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、泉委員、岩佐委員です。

審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

5条別紙について1箇所修正をお願いします。5条別紙3ページ98番安倍の資材置き場及び駐車場の転用案件についてですが、被害防除計画の中で造成計画盛土20センチ、砕石を敷くとありますが、盛土は削除していただき、20センチの厚さの砕石を敷くという事で修正をお願いします。

議長（田邊会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号57から番号58の大篠津町について、一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所はスクリーンをご覧ください。番号57、58の大篠津町の売買について説明します。申請地は、氷温研究所近くの農地です。57番は、畑1筆991平方メートルで耕作できないため、親族である受人と合意し、売買しようとするものです。58番は、畑1筆154平方メートルで、渡人の希望で隣接耕作者である受人と合意し、売買しようとするものです。取得後の経営面積は85アールです。3条許可案件は、以上2件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があればお願いします。

本池推進委員

57、58番について説明します。調査は1月20日に角農業委員、本池推進委員で行いました。57番は見に行った時には保全が進められて半分整地されていました。58番は耕作可能な状態です。特に問題は無いと考えます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、6ページ、番号94の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

94番を説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。転用目的は太陽光発電施設です。周囲も太陽光発電施設になっています。〇〇と雑種地等その他の2筆の合計3筆の面積548平方メートルが一つ目の計画区域です。次に〇〇と〇〇の2筆の合計面積508平方メートルが二つ目の計画区域です。2月1日に矢倉農業委員、泉農業委員、田中農業委員、松本推進委員と事務局で現地確認を行いました。造成計画は、除草と整地のみです。また、フェンス高さ1.2メートルを周囲に設置します。雨水の排水について、地下浸透及び自然流下したものは既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組

合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、〇〇は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で1種農地。〇〇及び〇〇は住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号95の彦名町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

95番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。内浜バス通りからちょっと入った所で、郵便局の辺りの畑です。この度、祖父から使用貸借権を設定して、一般住宅を計画したものです。2月3日に公本農業委員、田口推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、畑が道路と高さがほとんど同じため、5センチ程度の真砂土で盛土をするという事で、隣地境界にコンクリートブロック20センチ×2段を設置します。雨水は、敷地内の溜樹から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号 96 の安倍から 7 ページ番号 99 の河崎について、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

96 番から 98 番について説明します。96 番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は駐車場です。1月27日に大縄農業委員、三島推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、整地を行い、砕石を敷きます。擁壁として隣地境界にコンクリートブロック 20 センチ×4 段を設置します。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水は発生しません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第 3 種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

続いて 97 番を説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。1月27日に大縄農業委員、三島推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、最高 20 センチの盛土造成を行います。雨水は、敷地内の溜桝から新設側溝及び既設側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第 3 種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

続いて 98 番を説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、資材置場及び駐車場です。1月27日に大縄農業委員、三島推進委員で現地確認を行いました。造成計画は 20 センチ程度の盛土造成を行い、砕石を敷きます。流出防止措置として、緩衝地を 1 から 2 メートル程度設けて、土羽打ちします。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、農業用道路通行同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第 2 種農地に該当します。転用について問題ないと思われます。

山中推進委員

99番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。造成計画は1から45センチの盛土造成を行い、擁壁等としてL型擁壁65センチを設置します。雨水は、敷地内から既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号100の米原9丁目について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大太農業委員

100番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は駐車場です。2月1日に大太農業委員、大田推進委員で現地確認を行いました。造成計画は最高50センチの盛土造成を行い、隣地境界にコンクリートブロック高さ20センチを3段を設置します。雨水は地下浸透及び自然流下で農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号101の諏訪について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

生田農業委員

101番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は農家住宅の増築です。2月1日に生田委員、岩佐委員、田子委員、小林委員と事務局で現地確認を行いました。造成計画は、表層を鋤取りし、転圧、整地を行います。雨水は既存の住宅の雨水桝に接続し、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水も既存の住宅の汚水桝に接続し、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、西部土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号102の古豊千について審議いたします。これは私から説明します。

102番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、祖父の土地に孫が一般住宅を計画したものです。2月4日に田邊農業委員、森中推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、盛土は最高で45センチ、壁等としてコンクリートブロック15センチを3段設置します。雨水は敷地内の溜桝から農業用排水路へ流す計画で特に問題ありません。汚水は農業集落排水へ接続します。なお、隣地への通路を確保した計画としています。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について特に問題はないと思われます。ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ、議案第3号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、12ページ番号2-1から16ページ番号2-21を一括して審議します。番号2-2から番号2-3は、関係者の大縄委員は、議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

12頁番号2-1は、新規設定です。番号2-2から13頁番号2-5は、再設定です。番号2-6は、新規設定です。番号2-7は、再設定です。番号2-8から14頁番号2-10は、新規設定です。番号2-11は、再設定です。番号2-12から番号2-14は、新規設定です。15頁番号2-15から番号2-17は、再設定です。番号2-18から番号2-19は、新規設定です。16頁番号2-20は、再設定です。番号2-21、1822番は、新規設定です。1877番は、再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに12ページ番号2-2から番号2-3について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、残りにつきまして、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして18ページ、所有権移転各筆明細について、番号2-1から番号2-2を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細について説明します。18ページ番号2-1から2-2は、共に規模拡大のため買い受けるものです。以上、農業経営基盤強化促18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、21ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号2-1から25ページ番号2-23までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。21ページ番号2-1から25ページ番号2-23まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので18件、Bは相對の契約から中間管理事業への切替4件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で1件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、28ページ、議案第4号をお願ひします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、29ページ番号1から31ページ番号13までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案の括弧書きは耕作面積を記載しています。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由を説明します。29ページ番号1から31ページ番号13は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

報告いたします。

34ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、35ページから36ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、8件を受理しています。

次に、37ページから38ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、8件を受理しています。

次に、39ページの非農地現況証明について、3件を証明しています。

次に、40ページの農地転用現況確認書交付について、4件を交付しています。

次に、41ページから42ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、2件を証明しています。

次に、43ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、4件報告を受けています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

関本農業委員

事務局にお伺いしますが、しばらくしますと令和4年度の農作業労働標準賃金の会があるんですが、この出席される方の選考について、どのような基準でされているか、ちょっとお聞きしたいんですが。

事務局（高田係長）

各地区の実行組合に意見照会しまして、淀江町と米子市が合併してから、農業委員、最適化推進委員、淀江に関しましては慣例的ですけども、淀江の労賃調整委員会が当時旧淀江町で立ち上がっていたもので、そちらに依頼して代表の方を1名声かけさせていただいて、あとは農協、普及所、関係官庁に声かけさせていただいていました。

関本農業委員

昨年の出席者名簿を見ますとですねえ、ほとんど農業委員関係のメンバーと行政、県、市、JAといわれた代表1名ですが、ほとんど行政関係だと思うんです。もう少し民間の意見を出してもらったと思うんですが、例えば私も10年くらい前に認定農業者の時に呼ばれていろいろ意見を言わしていただいた事もあるんです。最近では出席者名簿を見ますと、認定農業者というのが見当たらないように見えるんですよ。それをもうちょっと検討されて、出席者の中に入れるべきじゃないかなと思うんですが。それと最近ですね、料金について、農協なんかは独自にアグリが株式会社で、この標準よりある程度高い料金の設定をされたりですねえ、まあこれ標準という事ですから上もあれば

下もあるという事を言えば、それなりそうになってしまうんですが、まあ、認定農業者でも法人と言われる方でも、独自に料金を設定されている方は、別に声かけても来られないと思うんですが、やっぱり受託なんかをされている方で、大きな方なんかの意見をいろいろ聞かれてみるべきじゃないかと思うんです。例えば、今大きな機械を導入して新しい作業を受託しているものがあるんですね。これから新しい農業があるんなら、そういうものをいろいろ意見を聞かれてですね、どうしていったらいいかという事を考えていくべきじゃないかなと私は思っているんですが、いかがですか。

議長（田邊会長）

この担い手というのは、農業委員会とか推進委員の方にも何名かおられます。その人達も出席されておりますし、それと基本的には農業委員なり推進委員が、地元の意見を反映して、いろんな聞き取りをして、当然大型農家の方も含めて聞き取りはしていると思います。それを持ち寄って審議しておりますので、私は特に今の状況でいいんじゃないかなと思います。

関本農業委員

それは会長の意見でしょ。

議長（田邊会長）

もちろんそうです。

関本農業委員

私が言うのは、そう言われるけども、実際本当に皆さんの意見を聞いたかどうかという事を私は聞いて言っている訳です。私は認定農業

者の方の話をいろいろ聞いてですね、全然我々の意見が反映されていない事をはっきり聞いていると。毎年何人かの認定農業者を呼んで聞けばいいじゃないですか。認定農業者の意見を吸い上げるとは、どういう所で吸い上げているかを具体的に言ってくださいよ。どういう所で誰を呼んでいるか。

議長（田邊会長）

それは各地区で実行組合それと集落で出ていますけども、それぞれの実行組合長がそれぞれの中で意見を聞いて持ち寄って話をしますんで、その全体の意見を聞いています。

関本農業委員

いろんな意見を聞くというのが、この場で聞くのが大事じゃないかなと私は言っている訳です。吸い上げているって、本当に吸い上げているか分からないじゃないですか。初めて言っている訳じゃないんです。以前は呼んでいろんな方が出て来て意見を言ったのが最近無くなっているけど、やっぱり聞くべきじゃないかなと。他の皆さんがいないという事なら、それはそれでいいです。他の方の意見を聞いてください。

議長（田邊会長）

意見を聞きますけども、私としてはそういう気持ちでいますので、ひとつ参考にしてやってください。そうすると今の意見に対してそれぞれ皆さん意見がある方は話をしてください。

公本農業委員

先程関本委員が認定農業者等の意見を聞いて汲み上げているかというような話だったと思うんですよ。認定農業者のみならず様々な分野の人から意見を吸い上げてやるんじゃないかというような事ですけど、確かに良い案ですけど、これをやったらね、切りが無い。年代別に聞こうとか年寄りだけじゃなくて若い人からも聞こうとかいうような事になったら、これ収拾が付かないと思うんです。一番手短なもの、地域の農事実行組合長が結成している組合長会の方に、米子市の農業委員会として、そういう意見を委ねられたらどうですか。そうするとまずこれが一つ。それから、農業委員会法で農業委員の半数以上を認定農業者で占めるという決まりになっている訳ですね。ところが残念な事に米子市はそこまで認定農業者が手をあげないと。19人全員の中のわずか4、5人しかいないんですね。まあ、こういう事があるから、その件に関本委員の質問に関しては、後々会長と関本委員が協議されて、いい結果が出たら総会の時に発表してもらえればいいかなあと思うんですが、これとは別にですねえ、総会をやってねえ、30分やそこらで1か月待ちに待ったという訳では無いんですけども、総会で30分、40分で終わるような農業委員会の総会は、さあ果たしてどんなもんかなと。よく農業新聞に目を通しますと、様々な地域の農業委員会が様々な活動をされているんですけど、先々週だったかな、琴浦かどこかの方の農業委員会の方が提案してやっていますね。だから米子市の農業委員会として何らかのそういうような農業の活性化、あるいは農業者にプラスになるような事で考えられたらどうですかと私の方で一つ提案いたします。先月関本委員が、造成工事で残土はどうしているんだというような事があったんですが、あそこは田んぼの表土は非常に高価なものでして、買うということになったらね、ダンプカー1台が3万、4万するんですよ。だから農業委員会として市の農林課とか県の農林水産部等々に、あるいは米川改良区、JA等に声かけをして、良質な表土があった場合は希望されますかとかいうようなアンケートを取りまして、そして希望される方に、いい表土が出た時には持って行ってあげて、当然無料ですけども、農業の役に立つような事をするとか、それから工事現場としてはね、私も長い間建設業に携わったものだから大体の事は分かるんですけども、この前の現場の面積の所からですねえ、田んぼの表土を法に違反しないような残土処分をしようと思ったら、残土処分代が少なくとも3,000万円位はかかりますよね。ダンプカーの運賃を加算しますと大体5,000万円から6,000万円位です。ちなみにもし不信に思われる方がありましたら、軽トラ1台に残土を積んで残土処分場へ走ってみてください、いくらかかるか。そういう事からね、市の農業委員会としては、それなりの期間に農家の意向を聞きながら、そういう良質な表土を農家の人に無料で差し上げると。これは田中農業委員は十分ご存じかと思うんですけども、弓浜地区はねえ、作付しますと西風が強いために砂が飛ぶんですよ。その砂がですねお椀型になってしまうんです。だから新規就農者が皆苦勞しているのは、風で畑がお椀型になって、真ん中がえぐられて、畑そのものがお椀になるんですよ。さあそこへまた並べようという事になると、非常に大変な作業になるんです。だから田んぼの表土をトラクターですき込めば、砂が飛ぶ比率が少なくなるん

ですね。話が長くなったんですが、農家とかそういう方に少しでもプラスになるような提案等々を米子市の農業委員会として何か一つくらい行動を起こしてみても、いかがなものでしょうか。

議長（田邊会長）

ちょっと参考にさせてください。それと今、関本委員からちょっと出ておりましたけども、この審議に加える人をどうするかということで、これ私どもの所は、さっきありましたように地元の実行組合の協議会がありますので、そこに相談して決めています。他の地区は分かりませんが、基本的には農事実行組合の、それぞれの集落から出ているものです。

関本農業委員

さっきから会長が一人でしゃべっておられるけど、あなたの方針を聞いているんじゃない。私は皆さんにお伺いを立てている訳ですよ。自分の方針を皆に教えているようで、皆さんに意見を聞いてくださいと言っているんですよ。

議長（田邊会長）

うちの場合はそういう形でやっておりますんで、皆さんの方ではどういう形でやっておられるのか、それぞれ発表してもらいます。どうですか、皆さん。

田中農業委員

さっきから、いろんな人の意見を聞くという関本農業委員の話ですけども、私の地区の富益の場合は、実行の組合長の意見をいろいろ聞いてやっていますから、いろんな方の意見が入っているというふうには理解をしていますね。だからまあ、認定農業者とかいろいろ幅

を広げられることもあるでしょうけども、現時点でそんなに狭いあるいは偏った形のものが出てきていないというふうに考えています。

議長（田邊会長）

その他にありませんか。よろしいですか。そうしますと意見が2、3件出てきましたけども、それを参考にしながら相談して見ます。あとは事務局なり任せてください。よろしいですね。そうしますと、その他に事務局の方から何かありませんか。

事務局（宅和事務局長）

令和4年1月総会での質問について回答します。

公本農業委員からありました、議案第1号の買受適格証明に関する規定はないかという事について、規定自体は無いですが、農林水産省の経営局長通知による運用がありまして、別紙1でお配りしています。

次に議案第2号の関係ですが、関本農業委員、森中推進委員からの質問で、買受人と農業者との関係はどうかという事ですが、これは、雇用関係で作業賃金を支払うという事を代理人の行政書士を通じ聴き取りをしています。次に、二本木と佐陀の農地はヤミ小作なのかどうかという事ですが、実際は人に貸している事を聴き取りました。利用権設定の手続きをするよう指導中です。次に、以前転用許可のあった工事で発生した土砂の処理方法はどうかという事ですが、農地法上、土砂の処理に係る審査項目もなく、また、開発許可担当課に確認するも開発許可の審査項目でもないため、役所の関係では不明です。ただ、公共工事については、発注者が建設発生土の処理方法を指定しているという事です。また、工事で発生した土砂、廃棄物の混じっていないものですが、それは産業廃棄物には該当しないという事でして、処分についての法的な規制が現在何も無いという事です。参考という事で付けていますが、昨年7月に静岡県熱海市での土砂崩れによる災害を契機にして、鳥取県が盛土の規制条例を作りました。昨年の12月に公布されており、施行は令和4年5月1日からとなっています。どういう規制かという、一定の面積以上、一定の高さ以上の盛土をする場合は、事前に県知事の許可がいるということと、一定の盛土や一定の斜面地への工作物、建築物を建てる場合には、これも事前に県の許可がいるということ。また、工事現場等から発生した土砂で500立米以上の搬出についても、事前に県の許可がいるということになっています。詳しくは、3月に県が条例施行規則を作る予定です。それが出て

こないと詳しい内容は分かりませんが、これについては、新しいものが出てきたら情報提供していきたいと思っております。以上です。

中本農業委員

今の事務局の説明で、一つだけ聞いてやってください。先程から言っております、発生した土砂、これは、表土の剥いだ分の処理の仕方でしょうか。

事務局（宅和事務局長）

これは、廃棄物にあたらないものという事です。ガラとかそういうものが入ってないものについてという事です。産業廃棄物に該当すると、産業廃棄物の規制の法律に従った処理が必要になってきます。

中本農業委員

表土を剥いで捨てたという事ではないですね。

森中推進委員

これはねえ、熱海で起こった流出の問題で、それによって国土交通省が災害を無くすんだという事で、産業廃棄物にかかわらず、建設残土というのは産業廃棄物ですから全てが。ですから、とにかく表土だろうと、建設作業的な埋めるものについては、すべて500立米以上は全て許可が必要というのはね、基本だと思っています。私はそう理解しています。

事務局（宅和事務局長）

表土に限らずという事で森中推進委員からありましたが、確かに建設残土になりますので、これの基準に該当するものは建設残土一般ではないかと思っています。ですから表土に限らずというのが正しいかと思います。

公本農業委員

補足します。建設発生土と産業廃棄物との区別の仕方ですけど、建設工事に関わって発生する土砂を建設発生土で、これを再利用しないで処分する場合は産業廃棄物として、建設工事に関わる産業から出てくる残土ですので、産業廃棄物として指定された土場に処分するわけですね。それに関して発注者側は、一定の処分費用を工事価格に計上して工事をやるわけです。これが再利用されるようなこと、例えばどこかの地域の希望者がいて、これをどこそこに盛土して欲しいとかいうような事が言われる訳ですけど、県の方でもかれこれ12、3年前に入札制度になるようになったんです。再利用するものはすると。ただし、いくら良質なものであっても、建設残土と汚泥の区別の仕方が分からないという事で、国交省も明確な基準を出さないわけですが、大手ゼネコンが結成している一般的な大きな研究会では、指数2以上を残土とし、2以下を汚泥とするというような解釈の仕方をよくやりました。要するに土砂の緩み具合というのを棒を刺して圧力をかけて、どのくらいの圧力になるかという事で指数を決めるわけですけど、この指数が2以下は汚泥とみなして100%建設残土とするような事をしています。だから工事現場から発生する発生土は、再利用できるものは再利用する、利用できないものは指定された処分場で処分するというふうになっております。ただ最近はどう変わったか分かりませんが、12年位前はそういう判断をしております。

議長（田邊会長）

その他に何かありませんか。

関本農業委員

2番ですけど、農地台帳ではこの人は自作という事になっているわけでしょ。しかし実際は貸していたと。別にこれについてどうのこうのというのは言うつもりは無いんですが、3条なり売買する時に下限面積というのがあるじゃないですか。例えば20アール、30アール無いと農地を購入出来ないとか。そういう時に農地台帳で確認されるわけでしょ。事務局どうですか。

事務局（妹尾係長）

農地台帳で自作農地という事で確認をしています。

関本農業委員

農地台帳で実際は自分の農地なのに貸していた場合は分からないわけですよ。例えば1町、2町持っている人が1反人に貸していたって問題無いんですが、ぎりぎりの4反とか3反のときは、申請を受ける時にですね、必ず自作しているでしょうねというように念を押してみたらどうかという気がするんですが、いかがですか。

事務局（妹尾係長）

申請の時は、例えば何平米水稻作っていて、あとは葉物野菜を何平米作っておられるんですねと、口頭ですが確認は取らせていただいています。

関本農業委員

やっぱり質問を受けたらですねえ、そこで嘘を言うことは無いと思うんですよ。そのへんを一応念の為にした方が、今後こういう事が無いかなと思うわけです。

議長（田邊会長）

そういう事を今後は確認していくという事です。

事務局（宅和事務局長）

間違いないですねという事は確認しようと思います。

議長（田邊会長）

よろしいですか。

関本農業委員

はい。

議長（田邊会長）

他にありませんか。事務連絡を願います。

事務局（日浦事務局長補佐）

3月10日(木)13時30分から、401会議室議室におきまして、労賃協議会を開催する予定しております。労賃協議会終了後に引き続き、3月定例総会を開催予定としております。

次に、2月の農地相談は、中止とさせていただきます。3月以降につきましては、情勢を見ながら、今後判断してまいります。

次に、2月分の活動実績報告書ですが、3月4日(金)までにご提出いただけますと助かります。

以上です。

議長(田邊会長)

そういたしますと、これを持ちまして、第11回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時40分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員